

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスを強化し充実させることは、経営上の重要課題であると考えております。このために、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うように努めて参ります。

経営組織体制につきましては、当社の取締役会は、本報告書提出日時点で6名の取締役で構成されており、独立性を確保した社外取締役1名を含むことにより、経営に対する透明性を確保しております。迅速かつ的確な経営判断がなされるよう、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し重要事項を決定しております。

また、当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、独立性を確保した社外監査役を2名とすることにより、透明性を確保し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。原則毎月1回の監査役会を開催するほか、定期的・網羅的に監査を実施するとともに取締役会をはじめとする重要会議に出席する事で牽制を図っております。

さらに、経営会議を毎月1回開催しており、取締役、監査役及び必要に応じて業務責任者も参加し、業務の執行に関する事項を決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
尾崎 浩太	1,424,650	23.12
尾崎 文彦	1,302,750	21.14
小川 由晃	180,000	2.92
松井証券株式会社	87,500	1.42
金井 俊和	85,900	1.39
高水 永夫	81,000	1.31
THK株式会社	50,000	0.81
ヒーハリスト精工社員持株会	47,600	0.77
佐藤 史隆	39,000	0.63
三浦 美保子	34,100	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

- ・持株比率は自己株式(153,984株)を控除して計算しております。
 - ・持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
 - ・当社は自己株式を153,984株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 - ・前事業年度において主要株主であった尾崎久壽彌氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
- なお、当該主要株主の異動については、2020年2月7日付で臨時報告書を提出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野 雅人	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 雅人	○	天野雅人氏は、株式会社フリーベアコーポレーションの代表取締役社長であります。当社と同社は取引がなく、特別な利害関係はありません。	グローバル企業かつ製造業における経営部門での企業経営者としての豊富な経験と実績及び見識に基づき、当社の企業価値向上に向けたグローバル展開、新規分野への展開及びビジネススタイルの変革を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性及び妥当性が確保されることを期待したためであります。独立性を有する社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の社外監査役による監査役監査は、独立性を持った中立的視点から、取締役会及び経営会議その他の重要な会議における取締役の職務執行等に対する意見表明のほか、内部監査室から定期的に報告を受け、一緒に監査方針を決め、監査を実施しております。また、会計監査人とも定期的に情報交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上條 弘	他の会社の出身者													
菅野 浩正	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上條 弘	○	----	企業経営について精通しております。その幅広い経験と見識を活かして、当社の経営に対するチェックを行っていただくことができると判断しており、独立性を有する社外監査役として適任であります。また、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
菅野 浩正	○	----	他社において監査役としての実績を有しており、業務監査、会計監査の双方においてより客観的な監査が期待でき、中立性及び適法性が確保されることを期待したためであります。また、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

社外取締役1名及び社外監査役2名は、いずれも取引所制定の有価証券上場規程による独立役員の要件を満たしており、会社経営及び財務会計に関する知見を有しており、社外取締役及び社外監査役としての機能に加え、当社に対して有益な指摘・助言を行っております。

また、社外取締役1名及び社外監査役2名は、以下の1. から5. に掲げる事項に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しました。

1. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
2. 当社グループの主要取引先
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
4. 当社グループの主要株主
5. 上記1. から4. までに掲げる者及び当社又はその子会社の業務執行者等の近親者

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度の導入

当社は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、株価と業績の連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、当社の社外取締役を除く取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを、2018年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認いただき、2018年7月30日に導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書において、役員報酬については取締役、監査役別に総額を開示しております。

直前事業年度に取締役に支払った報酬 支給人員5名 支給総額 110,592千円

直前事業年度に監査役に支払った報酬 支給人員3名 支給総額 12,924千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の決定方針については監査役の協議により決定しております。

役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

1. 役員報酬の基本的な考え方

当社は、取締役及び監査役に支払う役員報酬を、以下の方針に基づいて決定しております。

- (1) 企業業績と企業価値の持続的な向上意欲を保持できる水準であること。
- (2) 社内外から優秀な人材の確保、維持が可能な水準であること。
- (3) 経営環境の変化や外部の客観的なデータ等を考慮し、世間水準及び経営内容に見合った水準であること。

- (4) 従業員給与とのバランスを勘案した水準であること。
- (5) 総額は、株主総会で決定した年間報酬限度額の範囲内で支給すること。

2. 役員報酬の内容

(1) 取締役報酬

基本報酬、賞与、譲渡制限付株式で構成しております。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、基本報酬のみで構成しております。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会で決定した報酬総額の限度内とし、譲渡制限付株式の総額は株主総会が決定した譲渡制限付株式総額の限度内としております。

(2) 監査役報酬

基本報酬、賞与、譲渡制限付株式で構成しております。ただし、非常勤監査役については、基本報酬のみで構成しております。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会で決定した報酬総額の限度内とし、譲渡制限付株式の総額は株主総会が決定した譲渡制限付株式総額の限度内としております。

(3) 基本報酬

基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、各監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

(4) 賞与

賞与支給額は、当社の連結業績に応じて、各役員の賞与は役位、担当部門の業績を勘案して取締役会又は監査役会にて決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役(社外監査役)のサポートは、管理部が担当しております。取締役会の開催等に際しては、電話又はメールで事前説明を行っております。

また、事前資料が必要な場合はメールやその他の手段により行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループは、企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスを強化し充実させることは、経営上の重要課題であると考えております。このためには、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うように努めて参ります。

当社の取締役会は、本報告書提出時点で6名の取締役で構成されており、独立性を確保した社外取締役を1名とすることにより、経営に対する透明性を確保しております。迅速かつ的確な経営判断がなされるよう、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し重要事項を決定しております。当社の取締役会の構成員は、代表取締役社長尾崎浩太氏、専務取締役尾崎文彦氏、常務取締役福留弘人氏、取締役菜花有三氏、取締役佐々木宏行氏、及び社外取締役天野雅人氏であります。なお、取締役佐々木宏行氏は、2020年6月25日の株主総会決議により新任の取締役に選任されております。

2020年3月期の取締役会は17回開催し、代表取締役社長尾崎浩太氏、専務取締役尾崎文彦氏、常務取締役福留弘人氏、取締役菜花有三氏、常勤監査役荒井寿晃氏、社外監査役上條弘氏、及び社外監査役菅野浩正氏は17回すべて出席しております。

取締役会の主な検討事項は、法的事項や重要業務事項を決議事項とし、効率的に決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に決議しております。

当社の監査役会は3名で構成されており、独立性を確保した社外監査役を2名とすることにより、透明性を確保し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。原則毎月1回の監査役会を開催するほか、定期的・網羅的に監査を実施するとともに取締役会をはじめとする重要会議に出席することで牽制を図っております。当社の監査役会の構成員は、常勤監査役荒井寿晃氏、社外監査役上條弘氏、及び社外監査役菅野浩正氏であります。

監査役会は14回開催し、常勤監査役荒井寿晃氏、社外監査役上條弘氏、及び社外監査役菅野浩正氏は14回すべて出席しております。

監査役は取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、取締役や執行役員から必要に応じて報告を受けている体制をとっております。また、監査役は必要に応じて意見を述べるなどで業務の適正性を監査する体制をとっております。

内部監査は、社長直轄の内部監査室(1名)を設置し、内部監査を実施、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、効率性及び経営資料の正確性、妥当性を検討、評価しております。

監査役と社長直轄の内部監査室との相互連携につきましては、内部監査室が監査した各部門の業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性等について、内部監査室が定期的に監査役会に参加して内部監査報告をするなどで情報・意見の交換を行い、その実効性を高めるよう努めております。

会計監査人には太陽有限責任監査法人を選任、監査契約を締結しており、会計監査を受けております。なお、2020年3月期においては太陽有限責任監査法人として監査業務を執行した公認会計士は2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士及びその他の計11名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置し、毎月の取締役会等の重要会議で情報を共有化するなど、企業の統治体制を確保しております。さらに、経営判断を迅速かつ適切に行えるよう、取締役及び監査役並びにその他検討事項に応じて責任者が出席する経営会議を毎月1回開催しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早めて発送しております。 また、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイト及び東京証券取引所に登録、開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、集中日より早い日程を設定しております。 また、当社ウェブサイトでは、招集通知及び報告書を掲載しています。
その他	定時株主総会に係る議決権行使結果は臨時報告書として開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（本決算説明会及び第2四半期決算説明会）、決算概況及び今後の事業展開等について説明を行っております。 なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため2020年6月の説明会は中止しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期、本決算期において決算短信を掲載するほか、当社新聞掲載記事・プレスリリース情報等の掲載を通じて、投資家の皆様に当社の現状をご理解いただき、適正な評価を受けられるよう情報開示に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員 代表取締役社長 尾崎浩太とし、IR担当部署を管理部とし、アナリストや機関投資家あるいは個人投資家への対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理綱領」にCSR（企業の社会的責任）を規定し、法令及び定款、社会的規範を遵守しております。 CSRを果たすために「ヒーハイト精工 企業行動憲章」を制定し、全従業員に周知徹底しております。 また、社内規程の中の「企業倫理綱領」を社内で共有化しており、様々なステークホルダーとより良い信頼関係を構築するとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全の取り組みを強化、継続するため、全社で環境省策定の環境マネジメントシステム『エコアクション21』を導入、運用しています。 エコアクション21は、環境への取り組みについて環境省が策定したガイドラインに基づく、第三者による認証・登録制度です。 取り組み状況は「環境経営レポート」として、エコアクション21のWEBサイト (http://www.ea21.jp/) で公表しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、適切な情報管理を行います。

(1)社会が真に必要としている情報を適時適切に開示し、積極的な広報・広聴を通じて社会とのコミュニケーションを図ります。

(2)株主、投資家等との関係を重視し、情報開示を含むIR活動を通じて、株主、投資家等の企業経営、企業活動に対する理解の促進に努めます。

(3)取引先及び顧客の情報、並びに重要な経営資産である企業秘密情報については適切な情報管理の徹底に努めます。

(4)不正競争防止法やインサイダー取引規制等に反することのないよう、企業秘密情報の入手、利用、開示に際して、適切な内部管理を行います。

(5)特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を重視かつ尊重し、定められた手続きに従って知的財産権の権利化を行うとともに、他人の知的財産権を侵害しないよう努めます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理綱領」にCSR(企業の社会的責任)を定義し、法令及び定款、社会的規範を遵守しております。

CSRを果たすために「ヒューハイスト精工 企業行動憲章」を制定し、全従業員に周知徹底しております。また、方針に“反社会的勢力及び団体には、毅然たる態度で対応します”と定めており、全従業員に周知徹底しております。

「コンプライアンス規程」に法令やその他ルールの遵守を規定しております。また、内部統制事務局を設置し、組織を通じて全従業員に周知徹底しております。

「企業倫理ヘルプライン規程」を制定し、法令違反や不正に対する内部通報の体制を構築しております。また、弁護士と顧問契約を締結し、外部通報の窓口としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録及び取締役会の職務執行に係る情報、その他稟議書等の社内文書は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」の定めにより適切に作成・保存し、取締役及び監査役が確実かつ速やかに検索・閲覧可能な状態で保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

さまざまなリスクを想定して「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。法的リスク、財務リスク、人的リスク、社会的・信用上のリスクなどに対応できるよう、想定されるリスクを抽出し、不測の事態に備えております。また、「危機管理基本規程」により、リスク管理体制を構築し、リスクへの対応を図っております。

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、万が一の不測事態が発生した際にすぐに招集できる体制を構築しております。

労働災害を未然に防止するため、「安全衛生管理規程」を制定し、安全衛生管理組織を構築し、労働災害の発生を抑制するための活動を実施しております。さらに、万が一事故が発生した際に、「事故処理規程」に従い、適切な処理を図るような体制を構築しております。

IT資産及び無形資産を保護するため、「情報システム管理規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を制定し、情報の流出や壊失を防止する体制を構築しております。

製品品質の適正性を確保するため、「ISO9001品質マネジメントシステム」を取得し、品質保証体制を構築し、製品不具合の発生及び流出を未然に防止する活動を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づいて、毎月1回の定時取締役会を開催し、法的事項、重要業務事項を決議事項とし、効率的に決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に決議しております。

経営会議を毎月1回開催しており、取締役、監査役及び執行役員並びに必要なに応じて業務責任者も参加し、業務の執行に関する事項を決定しております。

「職務権限規程」で執行役員以下従業員の権限委譲の基準を明確にし、重要事項は取締役の決裁、取締役会の決議としております。稟議書は発行基準を明確にし、全取締役により確認され、監査役のチェックを経て執行可否を決定する体制をとっております。

(5) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、「企業倫理綱領」及び「コンプライアンス規程」に従い、法令や社会的規範を遵守しております。

「職務権限規程」に基づいて、執行役員以下従業員の職務権限を規定し、従業員が決裁出来る範囲を明確にしております。従業員の権限の範囲を超える案件につきましては、稟議書の決裁、取締役会決議としております。

内部監査室を設置し、「内部統制基本方針書」に従って内部統制システムが適正に運用されているかをチェックし、有効性を確保する体制を構築しております。また、内部監査の結果を取締役に報告することを義務付けております。

(6) 次に挙げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」により、子会社の責任者は必要に応じて親会社の重要会議などで報告することを定めております。

ロ. 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」及び「危機管理基本規程」により、リスク分類ごとの売上損失、財産損失、賠償責任負担、人的損失、企業イメージ損失等に関するリスク管理体制を整備しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の組織体制を明確にしていることに加え、親会社でも子会社業務をサポートする体制を構築しております。

ニ. 子会社の取締役会等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、親会社の各規程に準じております。また、子会社の財務・業務の情報収集及び管理をしております。さらに、子会社に対しての内部統制システムが適正に運用されているかのチェックを図り、法令や定款に適合していることを確認し、定期的に改善を促しております。

「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に子会社にする監査項目を規定し、子会社の業務監査を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くこととしております。

(8) 監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役を補助する従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役から独立性を確保するものとしております。

(9) 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役は監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するため、取締役から独立した従業員に対する指示の実効性を確保しております。

(10) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査基準」並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づいて、取締役や従業員が監査役に報告をし、監査役からも必要に応じて報告を求める体制をとっております。また、監査役会を毎月1回開催し、意見交換及び監査方針を定めております。

監査役は会計監査人と定期的に会合し、監査に関する情報交換をして情報の共有化を図っております。

監査役は内部監査室と定期的に会合し、内部監査室から内部統制の調査結果を報告する体制をとっております。また、必要に応じて監査方針を定め、内部監査室と協力体制で業務の適正性を監査しております。

監査役は取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、取締役や執行役員から必要に応じて報告を受けている体制をとっております。また、監査役は必要に応じて意見を述べるなどで業務の適正性を監査する体制をとっております。

ロ、当該会社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する従業員等の職務を行うべき者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「関係会社管理規程」により、重要事項が発生した場合は、子会社から報告を受けた者が取締役会で報告する体制を整備しております。また、子会社の従業員からの報告を受けた取締役及び執行役は毎月の取締役会で監査役会に業務報告をしております。

(11) 監査役に報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の企業倫理に従い、健全で透明性のある企業体制を整備しております。そのため、監査役に報告をしたものが、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとっております。

(12) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

(13) その他監査役職務の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は3名で組織し（うち2名は社外監査役）、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従って監査を実施し、毎月開催する監査役会で監査報告及び意見交換を行っております。

監査役は、発行された稟議書を全てチェックし、必要に応じて意見を述べ、取締役や従業員に質疑をすることで、稟議に対して牽制を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の企業行動憲章に「反社会的勢力及び団体には、毅然たる態度で対応します。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携して組織的に対応いたします。

以上のような体制を常に見直して改善に努め、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、今後更なる高度な体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の役割分担を明確化することで機動性を確保し、迅速な決定と執行を行える経営体制を実現するとともに外部からの意見も積極的に取り入れ、企業運営に活かし、経営の透明性、公正性の向上を図ることにより会社運営の健全性の維持に努めていく所存であります。

